

酒田市長 矢 口 明 子 様

酒田市監査委員 大 石 薫
(公 印 省 略)

酒田市監査委員 高 橋 千代夫
(公 印 省 略)

定期監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、下記のとおり定期監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知くださるようお願いいたします。

記

1 監査対象及び監査の期間

監査対象課	調書作成期日	監査の期間	監査委員 聴取日
市民部 市民課	9月30日	10月12日～ 12月20日	11月8日
市民部 まちづくり推進課	9月30日	10月19日～ 12月20日	11月8日
市民部 環境衛生課	9月30日	10月12日～ 12月20日	11月9日

2 監査の範囲

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

監査の対象となった財務に関する事務の執行等については、特に文書により指摘すべき事項は以下のとおりである。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意又は改善を促した。

環境衛生課

指摘事項

【収入事務】

○口座振替による収納手続が適正に行われていないもの

墓地管理料に係る口座振替については、霊園設置管理条例第 12 条において、「管理料は、毎年 4 月末日までに当該年度分を納付しなければならない。」と規定されている。令和 5 年度の口座振替日は 4 月 30 日が日曜日のため 5 月 1 日に設定したところ、口座振替データを金融機関へ送信する際の事務処理に誤りがあり、一部の金融機関で口座振替が行われず、5 月 18 日に新たな振替日として再設定し 131 人分の口座振替がされていた。

口座振替の遅延については、令和元年度に続き 2 回目である。この事態を重く受け止め、担当者任せにすることなく課内のチェック体制を見直し、霊園設置管理条例にのっとり適正に収納手続を行うこと。

【補助金等の支出】

○補助金の交付事務手続が適切でないもの

令和 4 年度の廃棄物対策事業費補助金については、廃棄物対策事業費補助金交付要綱（令和 4 年 9 月 1 日施行）により、事業者から「廃棄物対策事業費補助金交付申請書兼請求書」に必要書類を添えて申請され、審査後、交付決定し補助金を交付している。年度途中で同補助金交付要綱が改正（令和 5 年 2 月 10 日施行）され、その際に、「施行の日の前日（令和 5 年 2 月 9 日）までに、旧要綱第 7 条の規定により交付の決定を受けた者について、その交付決定額と新要綱別表の規定により算出した補助金の額に差額が生じた場合は、その差額の交付を決定する。」と経過措置が設けられている。

差額を交付する交付決定の起案文書（1 件 40 事業者分）において、交付の根拠となる交付要綱を新型コロナウイルス感染症対策運送事業者等事業継続補助金交付要綱と誤った補助金交付要綱名で決裁を受け、さらに、差額を交付することに際し、42 事業者に対し改正前の交付要綱に基づき申請を受けた時と同様に「交付申請書のとおり補助金を交付することが適当」とし決裁を受け、補助金等交付決定通知書を送付していた。

また、1 事業者については、要綱改正前に申請された「廃棄物対策事業費補助金交付申請書兼請求書」のコピーに所管課で金額を手書きで修正し補助金を交付していた。

担当者だけでなく職員相互でチェックするなど適正な事務処理を行うこと。また、補助金交付要綱にのっとり適正に事務を執行すること。